

②「特定建設作業」の届出

○がついている作業を行うには、当該作業の7日前までに届出が必要となります。

作業名	騒音	振動	備考		
くい打機等	○	○	騒音;もんけんを除く。 アースオーガーと併用する作業を除く。 振動;もんけん及び圧入式くい打機を除く。		
			○	○	振動;油圧式くい抜機を除く。
			○	○	騒音;圧入式くい打くい抜機を除く。 アースオーガーと併用する作業を除く。 振動;圧入式くい打くい抜機を除く。
びょう打機を使用する作業	○				
さく岩機を使用する作業	○		作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。		
空気圧縮機を使用する作業	○		電動機以外の原動機を用いるのものであつて、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。 さく岩機の動力として使用する作業を除く。		
コンクリートプラントを設けて行う作業	○		混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。 モルタルを製造するための作業を除く。		
アスファルトプラントを設けて行う作業	○		混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。		
バックホウを使用する作業	○		一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。		
トラクターショベルを使用する作業	○		一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。		
ブルドーザーを使用する作業	○		一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。		
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業		○			
舗装版破碎機を使用する作業		○	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。		
ブレーカーを使用する作業		○	手持式のものを除く。作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。		